

令和6年4月11日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故～

北海道開発局は、株式会社泰進建設が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことから、指名停止2週間の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当)

株式会社泰進建設の従業員は、令和4年1月19日に札幌市内で施工した一般工事において、建築中の建物の天井や足場が崩れ、作業員が下敷きになり死亡する事故を発生させたことから、令和6年3月28日に札幌区検から業務上過失致死罪により略式起訴されたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社泰進建設	札幌市中央区北2条東2-1-16

2. 指名停止措置期間：令和6年4月11日～令和6年4月24日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩 (内線 5490)

事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成 (内線 5482)

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 森 千栄 (内線 5499)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

